

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、令和7年1月24日（金）の勤務時間中に立ち寄った青葉区内のコンビニエンスストアで、女性のスカート内を私物のスマートフォンで撮影した疑いにより、神奈川県警青葉警察署から事情聴取を受けました。

その後、同年6月25日に横浜地方検察庁に書類送検され、同年12月11日に略式起訴、同月16日に神奈川県迷惑防止条例第3条1項2号（卑わい行為の禁止）違反により罰金30万円の略式命令を受けました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
資源循環局	事務職員	30代	懲戒免職 (退職手当等全額不支給)

※本処分については、令和8年8月5日付横浜市報に登載予定です。

（参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

職員が、次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の2名を管理監督者処分としました。

・課長級1名 係長級1名 市長文書訓戒

お問合せ先	
行財政局人事課	Tel 045-671-4005